

京都大学桂キャンパスのレストラン運営事業に関する公告

京都大学では、キャンパス内における学生、教職員等の福利厚生を図るため、桂キャンパス（旧ラ・コリーヌ（フレンチレストラン）の跡地）にレストラン等の運営事業者を募集する。

1. 事業内容

- (1) 名称 京都大学桂キャンパスのレストラン等運営
- (2) 場所 京都市西京区京都大学桂 B クラスタ―福利棟
- (3) 面積 424 m²
- (4) 利用対象者 学生、教職員、国内外研究者等

2. 参加資格要件

本公募に参加できる者（単独での参加事業者、あるいは、グループでの参加事業者の代表事業者又は構成事業者）は、貸付期間において確実に事業を遂行する能力を有し、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 事業（経営）実施に当たって適用される法令関係に基づく許認可等を事業（営業）開始までに確実に取得できる者であること。
- (2) 国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第4条に規定される次の事項に該当しない者であること。
・未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。
- (3) 国立大学法人京都大学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は書類提出日の前6か月以内に、手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している組織等の者、不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどした者、暴力団の維持、運営に協力している者及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者でないこと。
- (7) 事業（営業）実施に当たって適用される関係法令に基づき罰則を受けた者でないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営んでいる者でないこと。

3. スケジュール

募集要項交付及び貸出資料の貸出期間

令和3年11月19日（金）午前9時～令和3年11月30日（火）午後5時

募集公告 令和3年11月19日（金）

募集見学会 令和3年11月26日（金）

提案書の提出期限 令和3年11月30日（火）

プレゼンテーション審査 令和3年12月上旬

審査結果報告 令和3年12月下旬

4. 運営事業者の選定方法

提案書等の提出された書類の内容を総合的に判断して、本学の選定委員会において選定する。

5. 募集要項等の交付、提案書等の提出、問い合わせ等

〒615-8530 京都市西京区京都大学桂 B クラスタ

京都大学桂地区（工学研究科）総務課

TEL 075-383-2014

6. その他

本事業に関するその他の詳細は、募集要項、貸出資料による。